

高知大学医学部附属病院低侵襲手術教育・トレーニングセンター規則

平成 21 年 2 月 10 日
規 則 第 55 号

最終改正 平成 23 年 4 月 12 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条の 3 第 6 項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院に低侵襲手術教育・トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 トレーニングセンターは、高知大学医学部附属病院が都道府県がん診療連携拠点病院として、また、高度な医療を実施する病院として、高い医療水準を保持し、効率の良い医療を提供することによって、術後患者の高い QOL（Quality Of Life の略語）を保障するために、医療従事者及び学生等に対して、低侵襲手術を積極的に行うための教育を行うとともに、技術の修得及び向上のためのトレーニングを行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 トレーニングセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 低侵襲手術トレーニングシステムの構築に関すること。
- (2) 低侵襲手術の教育に関すること。
- (3) 低侵襲手術トレーニングに関すること。

(組織)

第 4 条 トレーニングセンターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2 人
- (3) センター長が指名する者 若干人

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、病院長が委嘱する。

(運営委員会)

第 5 条 トレーニングセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、トレーニングセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、トレーニングセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年2月10日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月12日規則第6号）

この規則は、平成23年4月12日から施行する。